

参考－５

富山地方気象台が発表する水防活動に必要な予報、注意報・警報

１ 気象業務法（第14条の２）に基づく、水防活動の利用に適合する注意報及び警報

①水防活動の利用に適合する（水防活動用）注意報及び警報の名称及び概要は次のとおりであり、一般の利用に適合する注意報、警報、危険警報及び特別警報をもって代える。なお、水防活動の利用に適合する特別警報は設けられていない。

水防活動の利用に適合する警報・注意報	一般の利用に適合する警報・注意報	概 要
水防活動用 気象警報	レベル３大雨警報	大雨により重大な浸水害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	レベル４大雨危険警報	大雨による重大な浸水害が起こるおそれが大きいと予想されたときに発表される。
	レベル５大雨特別警報	大雨による重大な浸水が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される。
水防活動用 津波警報	津波警報	津波により沿岸部や川沿いにおいて重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	津波特別警報（大津波警報の名称で発表）	津波により沿岸部や川沿いにおいて重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される。
水防活動用 高潮警報	レベル３高潮警報	台風や低気圧等による海面の異常な上昇により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	レベル４高潮危険警報	台風や低気圧等による異常な海面の上昇により重大な災害が発生するおそれが大きいと予想されたときに発表される。
	レベル５高潮特別警報	台風や低気圧等による海面の上昇が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される。
水防活動用 洪水警報	レベル３氾濫警報又はレベル３大雨警報	大雨、河川の上流域での降雨、融雪等による河川の増水により、重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	レベル４氾濫危険警報又はレベル４大雨危険警報	大雨、河川の上流域での降雨、融雪等による河川の増水により、重大な災害が発生するおそれが大きいときに発表される。
	レベル５氾濫特別警報又はレベル５大雨特別警報	大雨、河川の上流域での降雨、融雪等による河川の増水により、災害が切迫または既に発生しているおそれが著しく大きく、身の安全の確保が必要な場合に発表される。

水防活動用 気象注意報	レベル2 大雨注意 報	大雨により浸水害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
水防活動用 津波注意報	津波注意報	津波により沿岸部において災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
水防活動用 高潮注意報	レベル2 高潮注意 報	台風や低気圧等による海面の異常な上昇により重大な災害が予想されたときに発表される。
水防活動用 洪水注意報	レベル2 氾濫注意 報又はレベル2 大 雨注意報	大雨、河川の上流域での降雨、融雪等による河川の増水により、災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。

②指定河川における水防活動の利用に適合する注意報、警報

気象業務法第14条の2第2項又は第3項の規定により、富山地方気象台は、水防法第10条第2項又は第11条第1項の規定により指定された河川について、富山河川国道事務所、黒部河川事務所と共同して、洪水のおそれがあると認められるときは、当該河川の水位又は流量等の状況を示して水防活動の利用に適合する警報等を発表する。

2 水防活動に関係するその他の注意報及び警報

種 類	概 要
レベル5 土砂災害特別 警報	大雨による重大な土砂災害が切迫または既に発生しているおそれが大きく、身の安全の確保が必要な場合に発表。
レベル4 土砂災害危険 警報	大雨による重大な土砂災害が起こるおそれがあり、避難が必要な状況の場合に発表。
レベル3 土砂災害警報	大雨による重大な土砂災害が起こるおそれがあり、一定時間以内に避難が必要な状況となる場合に発表。
レベル2 土砂災害注意 報	大雨による土砂災害が起こるおそれのある場合に発表。
波浪特別警報	高い波が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表。
波浪警報	高い波により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表。
波浪注意報	高い波により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表。
融雪注意報	融雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表。具体的には、浸水害、土砂災害等が発生するおそれがあるときに発表。 発表基準としては、 (1) 積雪地域の日平均気温が12℃以上 (2) 積雪地域の日平均気温が9℃以上かつ日平均風速が5 m/s以上かつ日降水量が20mm以上

(注) 1 警報、注意報は、その種類にかかわらず、新たな警報、注意報が発表されたときに切り替えられたものとし、解除されるまで継続されるものとする。

2 予報、警報に東部、西部等の地域名を附したときの区域は、次のとおりである。

一次細分区域	市町村等をまとめた地域	二次細分区域
東 部	東 部 南	富山市／舟橋村／上市町／立山町
	東 部 北	魚津市／滑川市／黒部市／入善町／朝日町
西 部	西 部 北	高岡市／氷見市／小矢部市／射水市
	西 部 南	砺波市／南砺市

3 気象警報、気象注意報の発表基準について、利用の際には最新の値を確認ください。

気象庁HP (<https://www.jma.go.jp/jma/kishou/known/ki jun/toyama.html>)

3 津波警報・注意報、津波情報及び津波予報

(1) 津波警報・注意報

種 類	発 表 基 準	発表される津波の高さ		想定される被害と取るべき行動
		数値での発表 (予想される津波の高さ区分)	巨大地震の場合の発表	
大津波警報	予想される津波の最大波の高さが高いところで3 mを超える場合	10m超 (10m<予想される津波の最大波の高さ)	巨大	巨大な津波が襲い、木造家屋が全壊・流失し、人は津波による流れに巻き込まれる。沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や津波避難ビルなど安全な場所へ避難する。警報が解除されるまで安全な場所から離れない。
		10m (5 m<予想される津波の最大波の高さ≤10m)		
		5 m (3 m<予想される津波の最大波の高さ≤5 m)		
津波警報	予想される津波の最大波の高さが高いところで1 mを超え、3 m以下の場合	3 m (1 m<予想される津波の最大波の高さ≤3 m)	高い	標高の低いところでは津波が襲い、浸水被害が発生する。人は津波による流れに巻き込まれる。沿岸部や川沿いにいる人はただちに高台や津波避難ビルなど安全な場所へ避難する。警報が解除されるまで安全な場所から離れない。
津波注意報	予想される津波の最大波の高さが高いところで0.2 m以上、1 m以下の場合であって、津波による災害のおそれがある場合	1 m (0.2 m≤予想される津波の最大波の高さ≤1 m)	(表記しない)	海の中では人は速い流れに巻き込まれ、また、養殖いかだが流失し小型船舶が転覆する。海の中には人はただちに海から上がって、海岸から離れる。海水浴や磯釣りは危険なので行わない。注意報が解除されるまで海に入ったり海岸に近付いたりしない。

(2) 津波情報

津波警報・注意報を発表した場合には、津波の到達予想時刻や予想される津波の高さなどを津波情報で発表する。

種 類	概 要
津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報	各津波予報区の津波の到達予想時刻(※)や予想される津波の高さ(発表内容は津波警報・注意報の種類の表に記載)を発表 ※ この情報で発表される到達予想時刻は、各津波予報区で最も早く津波が到達する時刻である。場所によっては、この時刻よりも1時間以上遅れて津波が襲ってくることもある。
各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報	主な地点の満潮時刻・津波の到達予想時刻を発表
津波観測に関する情報	沿岸で観測した津波の時刻や高さを発表
沖合の津波観測に関する情報	沖合で観測した津波の時刻や高さ、及び沖合の観測値から推定される沿岸での津波の到達時刻や高さを津波予報区単位で発表

(3) 津波予報

地震発生後、津波による災害が起こるおそれがない場合には、以下の内容を津波予報で発表する。

発表される場合	概 要
津波が予想されないとき (地震情報に含めて発表)	津波の心配なしの旨を発表
0.2m未満の海面変動が予想されたとき (津波に関するその他の情報に含めて発表)	高いところでも0.2m未満の海面変動のため被害の心配はなく、特段の防災対応の必要がない旨を発表
津波注意報の解除後も海面変動が継続するとき (津波に関するその他の情報に含めて発表)	津波に伴う海面変動が観測されており、今後も継続する可能性が高いため、海に入っの作業や釣り、海水浴等に際しては十分な留意が必要である旨を発表